

2013年12月2日

独立行政法人 国際協力機構
理事 渡邊 正人 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成25年7月23日付 JICA(ER) 第7-23001号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」（開発計画調査型技術協力）にかかる環境社会配慮におけるドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 松下 和夫

ネパール国 全国貯水式水力発電所マスタープラン調査
(開発計画調査型技術協力)
ドラフトファイナルレポートに対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2013年10月28日(月) 14:03～16:39
- ・場所：JICA 本部(会議室：1階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、作本委員、佐藤委員、原嶋委員、松下委員
- ・議題：ネパール国 全国貯水式水力発電所マスタープラン調査(開発計画調査型技術協力)ドラフトファイナルレポートに対する答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) ネパール国 全国貯水式水力発電所マスタープラン調査(開発計画調査型技術協力)ドラフトファイナルレポート助言委員会資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第42回委員会)

- ・日時：2013年12月2日(月) 14:31～18:38
- ・場所：JICA 本部(会議室：1階 113 会議室)

上記の会合にて答申を確定した。

答申

全体事項

1. 今後の省エネに向けた政策導入、デマンド・マネジメント、ピークシフト及び省エネ機器やシステムの大幅導入、ネガワット、省エネ発電所の推進なども提言の中で考慮すること。
2. 系統に接続される大規模な太陽光発電所(メガ・ソーラー)の建設が難しい理由について明確に述べること。
3. 水力発電所建設が社会に与える影響(日常生活における水へのアクセスや、電力以外の水利用、コミュニティの分断、等において)について、EIAの中で確認、考慮すべき事項として記載をすること。
4. 本調査では乾季における電力供給の不足の克服を主な目的としている。同じ問題を抱える近隣諸国における対策について言及すること。
5. 貯水式水力発電所の建設は、ネパール国にとっては相対的に大規模な開発であり、立地地点周辺の地域社会のあり方や自然環境に大きな影響を及ぼす。世界的に大規模貯水式ダムに関する問題点が指摘されていることを考慮し、全国規模で貯水式発電開発を導入することによる便益が地域社会の変容や自然環境の消失によるコストを超えることについて、その正当性および適切性について述べ、さらに影響住民への補償方法等について、項目を設けて明確に記述すること。

スコーピングマトリックス

6. 各地域のより詳細な経済・社会状況調査を FS 段階で実施する方針を DFR に記載すること。

環境配慮

7. 「貯水式水力発電所は、流れ込み式水力発電にくらべ、個々の発電所が環境に与える影響は大きい」と指摘されているが、その影響について詳細に記述すべきであり、その上で貯水式発電所を選択した理由を述べること。

社会配慮

8. 当該国の労働環境に関する法律の遵守、労働災害防止にむけた措置、安全

衛生計画の策定、作業員に対する安全教育の実施等の労働環境の整備について、FS 段階で検討するよう記載すること。

9. 住民移転対象者に対する補償策や制度的な枠組みについて DFR に記載すること。
10. 社会共通資本として水力発電所建設がコミュニティに与える影響(住民の生計、水利用、水利権、河川下流域のコミュニティへの影響、など)について EIA の中で確認、考慮すべき事項として最終報告書に記載すること。
11. 有望プロジェクトの選定における評価基準の中で「世帯への影響(主に住民移転数)」への優先順位付け(点数付け)の合理的な理由を記載すること。
12. 少数民族に関する名称、規模等に関するデータを示し、山岳地域での調査実施の制約についても DFR に記載すること。

ステークホルダー協議・情報公開

13. 非識字女性やマイノリティに対する配慮について、EIA の中で考慮、検討すべき事項として記載すること。
14. ステークホルダーミーティングにおける意見を本文中で引用する際には、回答者の属性を記載すること。
15. 山岳地域でのステークホルダー協議におけるコミュニケーション方法に制約があるならば、DFR にこれを記載すること。

その他

16. 国際河川利用に伴う水利用や汚染等の分野で流域国間取り決めなどがあれば、これを DFR に記載すること。
17. 本調査で選定した3つの累積的影響(流量調整が下流域の湿地生態系に与える影響、堰が魚類の遡上に与える影響、開発集中による陸域生態系への影響)については、FS 以降の EIA においてスコーピングマトリックスに含めることを提案すること。
18. FS 以降の EIA で貯水池の水質汚濁を評価項目に加えること。
19. 発電、灌漑、環境保全を主業務とする複数の省庁間での調整を積極的に提案すること。
20. 全国を対象とした規模である水力開発に相応する人材育成案を提示すること。

以上